

厚生労働省における行政手続法に基づく行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに対する事務手続に関する訓令の一部を改正する訓令案 新旧対照条文

○ 厚生労働省における行政手続法に基づく行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに対する事務手続に関する訓令（平成27年厚生労働省訓第3号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（定義） 第2条（略） 2～5（略） 6 厚生労働省組織令第39条の2に規定する参事官並びに同令第130条の3第2項及び第131条第2項に規定する参事官であって申出に係る事務を所掌するもの並びに厚生労働省組織規則第41条第9項に規定する首席職業指導官、同令第73条の4第2項に規定する訓練企画官、同条第3項に規定する特別支援企画官、同条第7項に規定するキャリア形成支援企画官、同条第8項に規定する企業内人材開発支援企画官及び同条第11項に規定する海外協力企画官のほか、別表第2に定めるものは、主管課とみなす。</p> <p>別表第1（第2条第5項関係）</p>		<p>（定義） 第2条（略） 2～5（略） 6 厚生労働省組織令第130条の3第2項及び第131条第2項に規定する参事官であって申出に係る事務を所掌するもの並びに厚生労働省組織規則第41条第7項に規定する首席職業指導官、同令第73条の4第2項に規定する訓練企画官、同条第3項に規定する特別支援企画官、同条第7項に規定するキャリア形成支援企画官、同条第8項に規定する企業内人材開発支援企画官及び同条第12項に規定する海外協力企画官のほか、別表第2に定めるものは、主管課等とみなす。</p> <p>別表第1（第2条第5項関係）</p>	
組織	主管課	組織	主管課
(略)	(略)	(略)	
地方厚生（支）局	次に掲げる課又は室であって、申出に係る事務を所掌するもの 一～三（略） （削る）	地方厚生（支）局	次に掲げる課又は室であって、申出に係る事務を所掌するもの 一～三（略） 四 厚生労働省組織規則の規定により九州厚生局に置かれる沖縄分室
(略)	(略)	(略)	